11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

○令和3年度「児童虐待防止推進月間」最優秀標語

「189(いちはやく) 「だれか」じゃなくて 「あなた」から」

○児童虐待とは

【身体的虐待】 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、

溺れさせる、家の外にしめだすなど

【性 的 虐 待】 子供への性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

【ネグレクト】 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、

自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、

他の子が子供に暴力を振るうことなどを放置するなど

【心理的虐待】 言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、

子供の目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

○「しつけ」が行き過ぎると虐待に当たることもあります。

以下のポイントを心がけながら、子供に向き合いましょう。

- ・子育てに体罰や暴言を使わない
- ・子供が親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- ・爆発寸前のイライラをクールダウン
- ・親自身がSOSを出そう
- ・子供の気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援
- ※令和2年4月1日より、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、親権者が子供のしつけに際して 体罰を加えてはならないことが明文化されました。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189:1(いち)8(はや)9(く)」

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

問 本庁 こども課こどもG ☆52-1111 内線137

国民年金保険料の社会保険料控除について

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。 控除の対象となるのは、令和3年中(令和3年1月1日から令和3年12月31日)に納められた保険料の全額です(令和3年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります)。

また、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

| | 発送時期 | 対象者 |
|----|------------------------------|---|
| 1) | 令和3年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送 | 令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方 |
| 2 | 令和4年2月上旬 | 令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を 納付された方(①の対象者は除きます。) |

※国民年金制度は、税法上とても有利なだけではなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

問本庁 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線164

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004(ナビダイヤル)

※050から始まる電話の場合 ☎03-6630-2525